

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第133号
事故等種類	乗揚（潜堤）
発生日時	平成26年9月7日 08時30分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第4区の第1貯木場南側潜堤 名古屋港飛島ふ頭西灯浮標から真方位001° 1,930m付近 （概位 北緯35° 02.91′ 東経136° 48.43′）
事故等調査の経過	平成26年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{うみとも} 海友丸Ⅱ、5トン未満（長さ5.14m）
船舶番号、船舶所有者等	244-9161愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	プロペラの折損及び曲損、船底に破口、亀裂及び擦過傷等
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、アウトドライブ下端まで約0.9mの最大喫水により、名古屋港のポートアイランド南方沖で釣りを終え、名古屋港第4区の第1貯木場に向けて北進中、平成26年9月7日08時30分ごろ、‘第1貯木場防波堤に連なる潜堤’（以下「本件潜堤」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船を動かすと損傷が拡大するおそれがあると判断し、所属しているクラブに救助を要請し、来援したクラブ会員の船に同乗者2人と共に救助された。</p> <p>本船は、潮が引いて完全に本件潜堤に乗り揚げ、付近にいた目撃者からの通報を受けて来援した巡視艇の監視の中、船長が手配した修理工業者の作業船によって離礁し、ポンプで船内にたまった海水を排出しながらえい航され、愛知県飛島村の筏川^{いかだかわ}船だまりに着岸した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、平成26年7月に小型船舶操縦士の免許を取得後、本船の操船を始め、本事故時が3回目の航海であった。</p> <p>船長は、本件潜堤の存在を知らず、第1貯木場防波堤の南側に設置された灯浮標（以下「本件ブイ」という。）の西方を通らなければ乗り揚げることはないと思っていた。</p> <p>第1貯木場防波堤南側には、平成26年の台風23号の影響によ</p>

	<p>り、同防波堤の一部が倒壊したことによる撤去跡を示すために、3か所に分けて合計で10個の灯浮標及び5個の玉ブイが設置されていた。</p> <p>海図W1005A（名古屋港北部）の本事故発生場所には、本件潜堤が記載されている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、名古屋港第4区において、第1貯木場に向けて北進中、船長が、本件潜堤の存在を知らなかったことから、本件潜堤に向けて航行し、本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、海図等で水路状況を確認していれば、乗揚を回避できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、名古屋港第4区において、第1貯木場に向けて北進中、船長が、本件潜堤の存在を知らなかったため、本件潜堤に向けて航行し、本件潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行予定海域の水路状況を事前に調査すること。

付図1 事故発生場所概略図

